

府中市建設工事における下請基準

平成25年	4月1日	制 定
平成26年	4月1日	一部改正
平成27年	4月1日	一部改正
平成27年10月1日		一部改正
平成28年	6月1日	一部改正
平成29年	4月1日	一部改正
令和5年	1月1日	一部改正

(目的)

第1条 この基準は、府中市が発注する建設工事(以下単に「建設工事」という。)に係る下請契約について、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)その他関係法令等に基づきその選定等に関する基準を定め、建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるのとおりとする。

(1) 元請負人

建設工事の下請契約(1件の建設工事が数次の下請契約により行なわれる場合は、それぞれの下請契約をいう。)における発注者をいう。

(2) 直接元請負人

元請負人のうち府中市から直接建設工事を受注した者をいう。

(3) 下請負人

建設工事の下請契約における受注者をいう。

(4) 市内業者

府中市の建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者で、「建設工事等入札参加資格に係る市内業者及び準市内業者の認定基準」に定める「市内業者」をいう。

(5) 市内下請

府中市に営業所を有する者に建設工事の一部を請け負わせることをいう。

(6) 市外下請

府中市に営業所を有しない者に建設工事の一部を請け負わせることをいう。

(一括下請負の禁止)

第3条 自らが受注した建設工事を一括して下請負人に請け負わせることはできない。

(主たる部分の下請負の禁止)

第4条 当初工事請負代金額300万円未満の建設工事(建築一式工事、法面工事、舗装工事を除く。)については、自らが受注した建設工事の主たる部分を下請負人に請け負わせることはできない。

2 「建設工事の主たる部分」とは、原則として建設工事における以下に掲げるもの以外のすべての部分を指し、当該「工事の主たる部分」に該当するか否かの判断は、工事担当課の長及び監督職員が行うものとする。

- (1) 建設工事が一式工事である場合における他の工事種別に該当する工事
- (2) 建設工事が専門工事である場合における他の工事種別に該当する附帯工事
- (3) 仮設工に該当する工事
- (4) 準備工に該当する工事
- (5) 雑工に該当する工事
- (6) その他基礎的又は準備的工事に該当する工事

3 工事担当課の長は、建設工事の一部につき下請契約を認めない部分としてあらかじめ指定することができる。

4 建設業者は、前項によりあらかじめ指定された部分については下請契約を締結することができない。

(下請負人の選定)

第5条 元請負人は、原則として次に掲げる者と下請契約を締結することができない。

- (1) 下請工事に対応する建設工事の種類に応じて、法第3条の建設業の許可を有していない者。ただし、当該下請工事が建設業法施行令(昭和31年政令第273号。)第1条の2に規定するものである場合には、この限りでない。
- (2) 法第28条に基づく指示又は営業停止の措置を受けている者
- (3) 府中市建設業者等指名除外要綱(平成13年7月1日告示第78号)に基づく指名停止の措置を受けている者
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

務

- 2 市内業者のみを対象とした指名競争入札及び市内業者を入札参加要件に求めた一般競争入札の土木一式工事について、工事の一部を下請けさせる場合は、市内下請を原則とする。ただし、高度又は特殊な技術を要し技術的に対応できる業者が府中市内に存在しない等の合理的な理由の提出がなされ、承認する場合はこの限りではないものとする。
- 3 工事担当課は、前項に掲げる理由書が提出されたときは、当該理由書の内容を審査し、当該下請負人の選定の承諾をすべきかどうかの判断を行うものとする。
- 4 第2項に掲げる建設工事以外についての元請負人は、下請負人の選定にあたって可能な限り府中市内に営業所を有する者の中から選定するよう努めるものとする。

(下請契約等の締結)

第6条 元請負人及び下請負人は、建設工事の開始前に建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した下請契約書により、下請契約するものとする。ただし、下請工事の内容、金額等に照らし建設工事標準下請契約約款に示すすべての項目について契約を締結する必要がないと認められる場合にあっては、法第19条の規定に基づき、次に掲げる事項を明記した書面により契約を締結するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容
- (4) 請負代金額
- (5) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (6) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (7) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びこれらの額の算定方法に関する定め
- (8) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (9) 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (10) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (11) 発注者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸

与するときは、その内容及び方法に関する定め

- (12) 発注者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
 - (13) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (15) 契約に関する紛争の解決方法
- 2 直接元請負人は、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となる場合には、当該建設工事に法第15条に規定する特定建設業の許可を有していなければならない。
- 3 直接元請負人は、第1項により下請契約を締結したときは、すみやかに施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施行体制台帳等」という。）を作成し、すみやかにその写しを提出しなければならない。
- 4 建設業者は、第1項の下請契約のほか、作業員の雇用及び建設機械のリース契約（オペレーター付きのものを含む。）その他工事の完成のために必要な契約につき、関係法令等を遵守して適正に行わなければならない。

（元請負人の責務）

第7条 法第18条の規定に基づき、元請負人及び下請負人は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結し、当該契約に定められた事項を誠実に履行しなければならない。

- 2 元請負人は、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請負人の倒産、資金繰り悪化等により請負代金及び賃金の不払等の問題を生じさせないように下請負人を十分指導するものとする。
- (1) 法第19条の3に規定する不当に低い請負代金の禁止に関すること。
 - (2) 法第19条の4に規定する不当な使用資材等の購入強制の禁止に関すること。
 - (3) 法第24条の2に規定する下請負人の意見の聴取に関すること。
 - (4) 法第24条の3に規定する下請代金の支払に関すること。
 - (5) 法第24条の4に規定する検査及び引渡しに関すること。
 - (6) 法第24条の5に規定する特定建設業者の下請代金の支払期日等に関すること。
 - (7) 法第24条の6に規定する下請負人に対する特定建設業者の指導等に関すること。
 - (8) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。

- (9) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、当該工事の下請代金の支払期日前に当該工事に使用する資材の代金を支払うこと。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (10) 前払金を受領した場合には、法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して相応する額を速やかに前金払するよう努めること。
- (11) 下請代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- (12) 下請代金の支払は、原則として現金払とすること。なお、現金払と手形払を併用するときは、労務費相当分については現金払とするとともに、支払代金に占める現金払の比率を高めるよう努めること。この場合において、手形期間は120日以内でできるだけ短期間とするよう努めること。
- (13) 元請負人の都合により、下請代金の支払を現金払から手形払に変更し、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請負人の負担とすること。

（下請負人の責務）

第8条 下請負人は、この基準に規定する事項について元請負人の指導に従うほか、労働者の安全の確保と適正な管理を図らなければならない。

（直接元請負人の責務）

第9条 直接元請負人は、当該建設工事におけるすべての下請負人に対して第3条から第8条まで及び第10条に規定する事項を遵守するよう指導するものとする。

- 2 直接元請負人は、「建設工事における技術者等の配置に関する運用基準」を自ら遵守するとともに、当該建設工事におけるすべての下請負人に対してもこれを遵守するよう指導するものとする。
- 3 直接元請負人は、この基準の趣旨と内容を十分認識し、元請及び下請関係の実態を常に把握するとともに施工体制の適正化に資する指導等を行うこと。
また、紛争等が発生した場合には、積極的にその解決に努めること。
- 4 直接元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第8条第2項に規定より、下請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うよう努めること。

（紛争の解決）

第10条 元請負人及び下請負人は、両者間において請負契約に関する紛争が生じた場合は、両者は速やかに紛争の解決に全力を挙げなければならない。

- 2 元請負人及び下請負人は、紛争の解決ができなかった場合は、広島県建設工

事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

3 元請負人及び下請負人は、前項の規定による紛争の解決ができなかった場合は、当該紛争を審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

（発注者の責務）

第11条 契約担当職員及び監督職員は、この基準の取扱について、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 契約担当職員は、この基準を公表し、建設業者にその内容を周知する。

(2) 契約担当職員及び監督職員は、直接元請負人から施行体制台帳等の写しが提出されたときは、その内容を審査し、適当でないと認められる場合には、当該直接元請負人に対し必要な指導又は助言を行う。

(3) 監督職員は、建設工事の現場等において、この基準に適合しない下請契約等を確認した場合は、直接元請負人に対して速やかに所要の措置を講ずるよう指示すること。

（罰則）

第12条 建設業者がこの基準に違反し、監督職員等の是正指示等に従わない場合においては、府中市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外措置を講ずること。また、当該違反内容が法令等に抵触する場合には、監督行政庁等への通報を行うものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に発注する建設工事から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。